

公益社団法人創玄書道会 役員報酬等および費用に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人創玄書道会（以下「本会」という。）の定款第 26 条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは定款第 20 条に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、本会を主たる勤務先とし、週 4 日以上本会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬とは、公益社団法人法及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、役員が職務の遂行に伴う旅費等の実費相当額をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 本会は、別表 1 の事例に従って、役員職務執行の対価として報酬を支払うことができる。

2. 役員には、役員賞与及び役員退職手当を支給しない。
3. 使用人を兼務する常勤役員は、給与を本会の職員賃金規程に基づき支給する。

(報酬の額の決定)

第 4 条 役員報酬は、別表 2 による金額を上限とし、総会の承認を経て定めるものとする。

(費用)

第 5 条 本会は、役員が職務の遂行に当たったとき、役員等旅費規程に基づきその費用を支払うことができる。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 使用人を兼務する常勤役員には、通勤費を本会の職員賃金規程に基づき支給する。

(公表)

第 6 条 本会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は総会の議決を経て行なう。

(補足)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益社団法人設立の登記の日から施行する。

(別表 1) 創玄書道会 役員職務事例

(年額/1人)

項 目	職 務 事 例	報 酬 支 払 基 準 * 1
展覧会審査	創玄展	100,000円以内
	創玄現代書展	80,000円以内
	全国競書大会	100,000円以内
	その他協力展覧会等	50,000円以内
講習会講師	夏期研究会	300,000円以内
	古典研究会	60,000円以内
	地方講習会等	100,000円以内
会議出席	常務理事会・理事会・総会	30,000円以内
その他業務	慶弔事出席	20,000円以内
	視察	30,000円以内
	原稿執筆等	50,000円以内

* 1人あたり事例1回の上限の合計とする。

(別表 2) 創玄書道会 役員報酬上限額

(総人数/年額)

区分	役職報酬年額
理事長	400万円
副理事長	400万円
常務理事	400万円
理 事	600万円
監 事	150万円